

TOPIC 1 | 日本の軸組金物工法の海外輸出へ協議会発足

日本の軸組金物工法の海外輸出などを目的とする「日本木造建築海外推進協議会」が発足した。院庄林業、都築木材、ポラテック、銘建工業、BXカネシン、ライフデザイン・カバヤの6社を正会員としてスタート。東京大学の青木謙治 准教授が会長に就任した。

日本木造建築海外推進協議会では、製材事業者、集成材メーカー、木材防腐防蟻処理剤メーカー、金物メーカー、建材流通事業者、プレカット工場、ビルダーなど、川上から川下の事業者まで、幅広く会員を募集、また、官学の協力も得ながら、オールジャパンの体制で海外向けの木造建築の普及を目指す。

まずはベトナム、中国を有望な輸出先と位置づけ、協議会内にそれぞれの国の市場開拓に向け、具体的なアプローチを進めるワーキンググループを発足させる。

ベトナムには、すでにライフデザイン・カバヤが進出、木造戸建て住宅の開発・普及プロジェクトを推進するにあたり、ベトナム行政機関の建設省などと交渉し、ベトナムで



東京大学弥生講堂アネックスで、協議会の設立記念式典が行われた

の木造の建築許可ルートを探している。

中国では2018年、日本の建築基準法にあたる木構造設計規範が改定、木造建築物の構造材として日本のスギ、ヒノキ、カラマツの3樹種が加えられたほか、日本の軸組工法について、新たに「柱と梁」、「壁」、「床組」などに関する基準が設定されている。

工務店をはじめとする木造産業、林業、木材産業の海外市場開拓の突破口として、日本木造建築海外推進協議会の取り組みに期待が集まる。

TOPIC 2 | 23年4月から【フラット35】の要件強化 断熱等級4以上が必須に

2025年4月、原則すべての新築住宅に省エネ基準への適合が義務化されるのに先立ち、2023年4月から、(独)住宅金融支援機構が提供する住宅ローン【フラット35】の省エネ技術基準の要件が強化される。4月以降の設計検査申請分から、住宅性能表示制度の「断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費等級4以上」または「建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)」を満たすことが求められる。2年前倒して省エネ基準への適合が必須となる。

(独)住宅金融支援機構では「約1年間をかけてアナウンスしてきており、新要件に対応できないケースはほとんどない」と申請件数が減ることはないとしている。国土交通省によると、20年度の新築小規模住宅の省エネ基準適

合率は87%と9割に届くまでに広がっている。そこに【フラット35】の要件化、さらに24年の住宅ローン減税の省エネ基準の要件化が打ち出されれば、「25年義務化」を前に供給側の体制整備は一気に加速しそうだ。

一方、「レベルアップ」においてはZEH化への誘導が着実に進む。環境共創イニシアチブによると、戸建注文住宅における21年度のZEH化率は26.8%と着実に広がっている。また、22年10月に新設された断熱等性能等級6、7の水準、HEAT20のG2、G3レベルに相当する非常に高い水準の家づくりを、工務店などは活発化させている。

今後、上位等級の断熱等級5、6、7の水準をクリアする高断熱住宅へのニーズは高まっていきそうだ。

今知りたい情報がここにある

住生活産業のための
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online premium

ハウジングトリビューン オンライン プレミアム

https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/